

早稲田大学大学院 創造理工学研究科

博士論文審査報告書

論 文 題 目

米国における市民スチュワードシップにみる
環境倫理概念の拡張

An Expanded Concept of Environmental Ethics
Emerged from Citizen-based Stewardship
in the United States

申 請 者

矢口	哲也
Tetsuya	YAGUCHI

2020年7月

スチュワードシップとは、一般に、「高度な信頼関係に基づく、責任を持った資源や環境の管理と運用」と定義され、近年では、農学、林学、環境学をはじめとする様々な分野において、自然資源や生態系保全のための倫理および規範として論じられている。

本研究では、スチュワードシップの対象を自然環境から都市環境、さらには、社会環境にまで拡大し、その担い手としての市民や市民組織の連携に着目している。申請者は、これを「市民スチュワードシップ」と独自に呼び、米国における事例と申請者自らが関わった都市設計・開発プロジェクトの詳細な分析を通じて、市民の身近な生活環境への自発的かつ持続的な関与にみられる環境倫理概念の拡張の実態を検証している。

以下に各章の要旨を述べる。

第1章「研究の背景」では、市民スチュワードシップの定義と研究の位置づけを行っている。

まず、時代と共に変化するスチュワードシップの倫理的・規範的側面に着目し、主に、アメリカにおける環境倫理の変遷を整理している。これにより今日的なスチュワードシップの特徴として、①活動の場が自然環境のみならず都市環境や社会環境を含むより広義な環境へと拡大するとともに多様化していること、②人間—環境の関係は双方向性および互酬性を前提としたものであること、③市民組織のネットワーク形成によりスチュワードシップ活動が活性化されること、の三点を指摘している。

そして、これらを踏まえ、目的やビジョンを共有し、身近な自然・都市・社会環境への自発的かつ持続的な働きかけを行う市民や市民組織を「市民スチュワード」、さらに、市民スチュワードによる環境への関与を「市民スチュワードシップ」と定義し、研究の前提を構築している。

第2章「市民スチュワードの連携による災害復興・都市再生」では、地方行政組織と個人の連携による市民スチュワードシップに着目している。

調査対象として、ルイジアナ州ニューオーリンズ市再開発公社のランドスチュワードシップ事業（以下 LS 事業）が管轄する4つのプログラムを取り上げている。これらのプログラムは2005年の洪水被害からの復興事業であり、市民と再開発公社との協働により市内に点在する空地の管理と健全な活用により近隣の荒廃防止を目指すとともに、グリーンインフラの導入により今後予想される水害に対して、レジリエントな都市への再生を目標に掲げている。

LS事業の特徴として、①私有地での小規模プロジェクトの蓄積により災害に強い都市への復興・再生を目指す取り組みであること、②行政主導のプログラムと市民スチュワードの連携により上位計画と小規模プロジェクトを接続し、都市全域のレジリエンス向上への貢献が可能であることを挙げている。

市民スチュワードの活動動機となる環境倫理は、身近な近隣環境の健全性から、都市の水循環システムへの貢献という都市環境の持続性へと拡張していることを明らかにした。

第3章「市民主導プロジェクトにみる市民スチュワードシップ」では、米国での落穂ひろい運動、グリーンングプログラム（以下 GP）を事例に都市部での市民スチュワード育成の場づくりと環境倫理概念の拡張を論じている。

都市部での GP 活動を行う団体へのインタビュー調査と現地調査から、収穫イベントは、①GP 参加者にとって土地やコミュニティへの奉仕の場として機能するばかりでなく、フードリテラシーの向上や健康な生活の実践など、参加者が受益者となり得る場となること、②都市アメニティの提供や食物による異文化理解の機会の提供など、重層的で多様な役割を果たし潜在的な市民スチュワード育成の場となること、の二点を指摘した。

加えて、GP は、当初、「フードロスの削減」という都市環境の健全性、持続性を追求する環境倫理を動機として活動を開始したが、その後、GP の目的・関心は、①「健康な食材への公正なアクセス」や「食を介した異文化の理解」などによる社会的環境の多様性・公正性の倫理、②「自然アメニティとしての利用」などによる都市環境の持続性の倫理、へと拡張していることを明らかにした。

都市に残された小規模な自然環境が市民スチュワードを育成する場としての可能性を有していること、市民スチュワードの活動動機となる環境倫理が拡張したことを明らかにした点は評価に値する。

第4章「都市開発・設計における市民スチュワードシップ」では、申請者自らがサンフランシスコ・ベイエリアで実践した5つの都市設計・開発・イベントプロジェクトにおける、市民スチュワード育成の場づくりの手法と、市民スチュワードシップを俯瞰し、その特徴を「文脈」「主体」「行為」の視点から論じている。

以下に各プロジェクトをまとめる。

- ①「ピア70」では、敷地のアーリーアクティベーションの導入、住民参加を促す対話型設計プロセスの採用、歴史的な文脈保全による多様性の確保等の手法を用いることで、大型再開発においても市民スチュワードの育成と計画プロセスの統合が可能であることを示した。
- ②「ジャパントウン」では、日系市民のガバナンスの形成に応じた漸進的建て替え、時間をかけた合意形成、無形のコミュニティ資産の継承等の手法により、エスニックタウンとしての社会的環境の持続とこれを支える市民スチュワードの育成が可能となることを実証した。
- ③「オーシャンビーチマスタープラン」では、マスタープランの策定プロセス自体が、市民、多数の行政組織、NPOの連携・協働のプラットフォームとして機能することで、海岸環境を保全する市民スチュワードの育成の場となることを明らかにした。
- ④「Park(ing) Day」では、イベント開催手法のオープンソース化と短期・小規模なインターベンションで市民参加を容易にすることにより、多くの市民スチュワード育成へ展開することに成功した。
- ⑤「レジリエントバイデザイン」では、今後予想される海面上昇へのレジリエントな対応を可能とする沿岸コミュニティの将来像の可視化を目標に、市民と専門家の協働ワークショップを行い、近隣住民に気候変動による長期的な環境変化を啓発する機会に設計プロセスを位置づけることで、市民スチュワードが育成されることを示した。

申請者の豊富な実務経験をもとに、①設計プロセス自体が市民スチュワードの育成の場となりうること、②設計プロセスへの市民スチュワードの早期エンゲージメントやフィードバックの反映も可能であることの二点を明らか

にした。市民スチュワードシップ概念の設計・開発段階への適用可能性を示した点は有益な知見の提供と認められ、高く評価できる。

第5章「総括」では、第2章から第4章までの事例をもとに、環境倫理概念の拡張を「対象」「動機」の視点より整理し、今日的な市民スチュワードシップの概念を俯瞰的に図解するとともに、以下の三点から、市民スチュワードシップにみる環境倫理概念の拡張を総括している。

第一に、市民スチュワードシップの対象とする環境は、小規模な都市空間から、大規模な自然環境までその規模は様々であり、かつ市民スチュワードと環境は互酬的な関係性を有していた。そして、市民スチュワードは明確な目的・動機を共有することで、柔軟な連携を行い、多様な環境への働きかけを可能にしていた。

第二に、市民スチュワードの活動動機は環境の健全性から、持続性・多様性へと展開し、世代を超えた環境整備や、公正な環境づくりもその射程に含まれるものであった。

第三に、インタangibleな社会的環境に対する働きかけに、市民スチュワードの場所に紐づくローカルナレッジを介在させることで、真正性が維持された場所づくりが行われていた。

以上、申請者は米国における事例と自らが関わった都市設計・開発プロジェクトを基に、市民スチュワードシップの概念を提示し、市民の環境への働きかけとともに現れる環境倫理概念とその拡張の実態を解明している。

これらの成果は、建築学および都市計画学の発展に大きく寄与するものであり、博士（建築学）の学位論文として価値あるものと認める。

2020年7月

審査員

(主査) 早稲田大学教授 工学博士
(早稲田大学)

後藤 春彦

早稲田大学教授 Ph.D.
(カリフォルニア大学パークレー校)

有賀 隆

早稲田大学教授 博士(工学)
(東京大学)

佐々木 葉

早稲田大学教授 博士(工学)
(早稲田大学)

中谷 礼仁